**東近江市テニス協会会則**

第1条　名称

本会は　「東近江市テニス協会」の称する。

第2条　目的

大会は　アマチュアテニスの普及発展を図り　並びにテニス愛好者相互の親睦を深め健康促進を図ることを目的とする。

1. 事業
	1. テニス普及を図るための教室・講習会等の開催。
	2. テニス競技大会の開催。
	3. テニスの競技力向上を図るための事業。
	4. その他　本会の目的達成に必要な事項。
2. 会員

本会会員は　原則東近江市内在住または在勤するアマチュアのテニス愛好者の会員を以って構成する。但し　上記以外の市町村からの本会への参加を妨げるものではない。

1. 役員

本会役員は　前条の会員の中から次の役員を置く。

1. 会長　１名

副会長　応じて若干名

理事長　１名

事務局　１名

執行理事（会計）１名

執行理事（広報）１名

執行理事（競技）１名

理事　（登録クラブ代表者）　登録クラブより１名

監査役　１名

1. 会長・副会長・理事長・執行理事の任命

1）会長・副会長・理事長・執行理事前年度の役員　対象年度の理事の互選により決定する。

1. 会長・副会長・理事長・執行理事の任期は１年とし、再任を妨げない。
2. 会長は　本会を代表し会務を統括する。協会主催の大会の　大会会長を務める。
3. 副会長は会長を補佐し　会長事故ある際はその職務を代行する。
	1. 理事長は理事会を統括し　会議を執行する。
	2. 事務局は有料コートの手配、及び市体育協会との窓口となる。
	3. 会計執行理事は　本会の会計を司る。
	4. 広報執行理事は　役員・会員への連絡事項の伝達　および大会結果の報告・報道機関へ広報を担当する。
	5. 競技執行理事は　競技レベル向上のため　ルール改正への対応　大会競技内容の監修・指導を行う。協会主催の各試合の　レフェリーを務める。

10）監査役は、会計を監査する。

1. 理事

1）理事は各クラブの代表を務め　登録クラブ内で１名選出する。理事の任期は１年とし　再任を妨げない。

1. 理事は　本会に必要な事項について協議・決議する。
2. 会議

1）本会の会議は　理事会（通常・臨時）・ドロー委員会とし　会長が召集する。

1. 理事会（通常）は　年度始めに前年の経過報告・会計報告および新年度の役員改正　事業計画を協議・決定する。議長は理事長が原則行う。
2. 理事会（臨時）は　必要に応じて不定期に開催する。議長は理事長が原則行う。
3. ドロー委員会は　執行理事（競技）と試合担当理事の協議の上必要の有無を決定する。ドロー員会の議長は　執行理事（競技）が原則行う。
4. 経理

1）本会の経理は　次ぎに挙げるものをもってこれに充てる。

会費

　補助金

寄付金

その他

2）会費

クラブ登録

　年会費　　１～１０人　３，０００円（大会運営なし）

　　　　　　１１～２０人　６，０００円

　　　　　　２１～３０人　９，０００円

　　　　（以下　１０人追加で４０００円づつアップ）

　　　　　　１人追加登録　５００円

　　　　　　法人会員　　１５，０００円（大会運営）

個人登録　　　　年会費　　　２，０００円

1. 本会の　会計年度は毎年１月1日～12月31日までとする。
2. 大会の運営
	* + 1. 大会の運営は　担当のクラブで執り行う。
			2. 担当クラブの決定は　通常理事会で決定する。
			3. 各大会の会長は本会会長とする。
			4. 大会のディレクター特別な場合を除き設置しない。
			5. 大会レフェリーは　執行理事（競技）とする。
			6. 大会競技委員・大会事務局は　担当クラブ員で構成する。クラブ員で競技委員が不足する場合は　本会役員の中より選任する。
			7. 大会の募集・結果報告は　執行理事（広報）に行い　会計報告は執行理事（会計）に行う。
3. 入会及び退会
	* + 1. 会は　会長が承認により会員となることができる。入会時は　入会金と添付の申込書を会長まで提出する。
			2. 退会は　会長の承認を得て退会することができる。但し　納入済の年会費は返金しない。
			3. 本会の会員でありながら　下記に挙げる行為が生じ場合　会長は会員を除名することができる。

Ⅰ　著しく本会の名誉を傷つけた場合

Ⅱ　本会の運営上　支障を与えた場合

Ⅲ　その他　本会目的に非協力的な場合

1. 付則
	* 1. 本会則は　理事会での過半数の同意の得て変更することができる。
		2. 本会則は　平成18年1月29日よりこれを施行する。

改定履歴

平成18年1月29日　協会名の変更（八日市市→東近江市）

平成25年12月26日　登録料の変更